

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（減容処理設備における火災検出設備の変更等に係る実施計画の変更）に係る面談
2. 日時：令和5年9月4日（月）15時00分～16時20分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
新井安全審査官、山下安全審査専門職、横山係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当1名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当5名（うち3名テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、令和5年8月28日付けで提出された減容処理設備における火災検出設備の変更等に係る実施計画の変更認可申請について、資料に基づき説明があった。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について主に以下のコメントを伝えた。
 - 火災検出設備の変更や建屋の設備サポート受け部材の追加に伴い、令和3年4月6日付けで認可した内容から今回変更した箇所その他、影響を受ける箇所についても網羅的に示すこと。
 - 火災検出設備（感知器）については、複数の感知器を選定し、それぞれ建屋内に設置するとしているが、感知器を設置するエリアに応じて適切な設置とする考え方（設置高さ、感知面積、個数、環境条件等）を整理して示すこと。
 - 今回の申請対象としている設備サポート受け部材について、今回の変更申請に至った経緯等を時系列で説明すること。
 - 空調設備の工事にあたっての現場調整において、設備サポート受け部材を追加したとしているが、ダクト経路図と設備サポート受け部材の追加箇所の位置関係がわかる図を変更前後表形式で示すことにより、同部材を追加した理由が他にないかを整理して示すこと。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所 特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（減容処理設備設置に係わる実施計画の変更について案件）
- 既認可の説明内容への影響確認について
- 該当項目の整理（案件：減容処理設備設置に係わる実施計画の変更について）

以上